

平成30年11月8日

まちづくり委員会資料

請願の審査

請願第49号 相次ぐ落下事故を踏まえ、住宅地と石油コンビナート上空を低空飛行させる危険な羽田空港新飛行ルート案の撤回を求める意見書提出を求める請願

資料 羽田空港の機能強化について

参考資料1 本市から国への要望書

参考資料2 羽田空港のこれから（国土交通省 航空局）

まちづくり局

羽田空港の機能強化について

1 羽田空港の機能強化に係る新飛行経路案

- 平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、首都圏空港の機能強化が盛り込まれ、これからの日本の成長を支え、経済・社会を維持・発展させていくため、羽田空港をさらに世界に開き、諸外国との結びつきを深めていくことが必要であるとして、国において国際線増便の取組が進められている。
- 国際線の増便を実現するため、様々な方策の検討を行った結果、平成26年8月に、国際線の需要が集中する時間帯に限り、滑走路の使い方と飛行経路を見直すことで発着回数を増やすことが可能となる新飛行経路の当初案が示された後、平成28年7月に、環境影響等に配慮した方策を踏まえ、現在の新飛行経路案が示されている。

図1 南風時の新飛行経路案

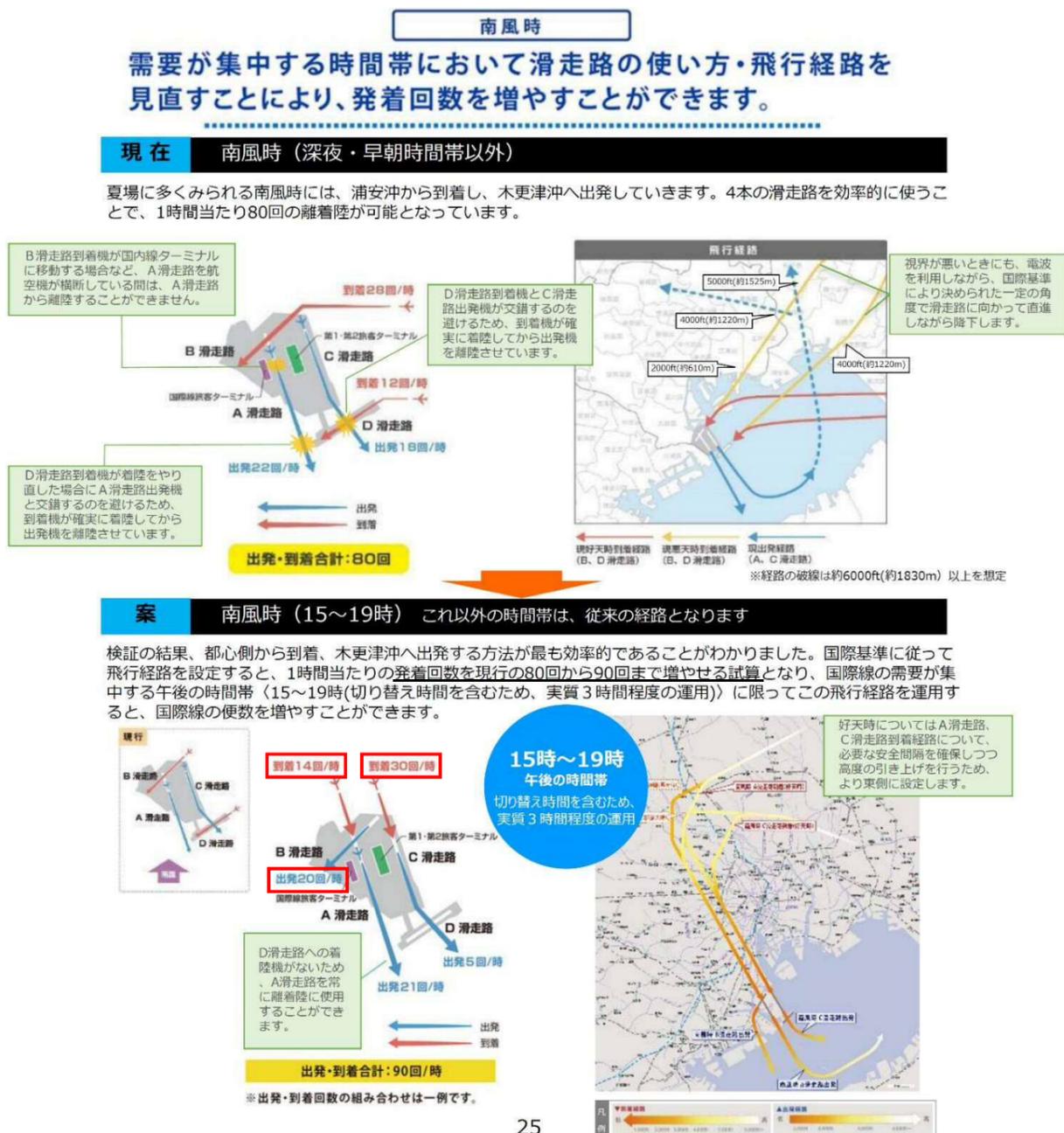


図2 南風時の新飛行経路案（B滑走路から川崎市側へ離陸）



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第331号）」

出典：羽田空港のこれから～ご質問についてお答えします～（国土交通省航空局）

※川崎市が一部加筆

2 川崎石油コンビナート地域の飛行制限について

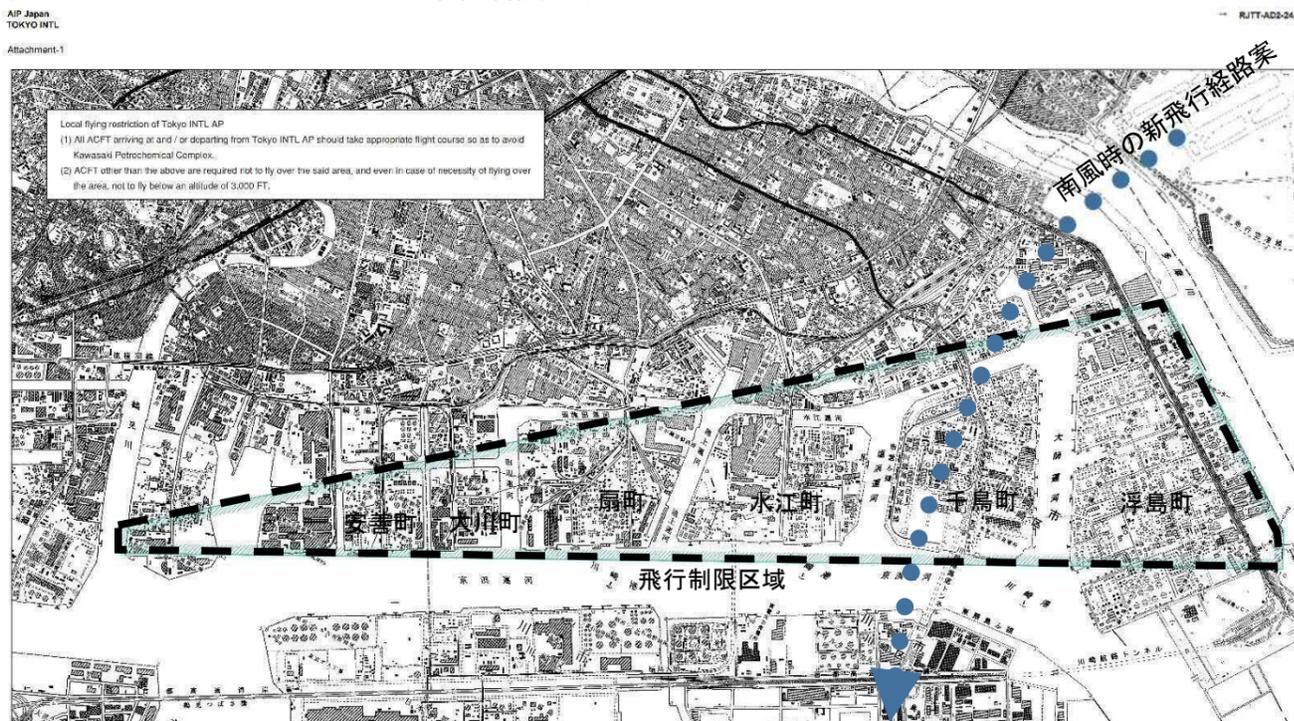
(1) 経緯

- 昭和40年代に空港周辺で発生した航空機事故を契機として、昭和41年から45年にかけて、川崎市長、川崎市議会から国に対して、川崎石油コンビナート地域の航空安全の確保等に関する要望を行った。
- 昭和45年11月、国は、羽田空港の位置、滑走路の方向等から、川崎石油コンビナート地域上空の飛行を全面的に禁止することは航空機の航行の安全確保等の見地から困難であるため、できる限り、当該地域上空の飛行を制限するとし、東京航空局長から東京国際空港長あてに、川崎石油コンビナート地域上空の飛行制限について、通知がなされた。

(2) 飛行制限の内容

- ・東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機は、原則として、川崎石油コンビナート地域上空を避け、適切な飛行コースをとらせること。
- ・東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機以外の航空機は、川崎石油コンビナート地域上空における飛行を避けさせるとともに、やむを得ず上空を飛行する必要がある場合は、低高度（3000フィート以下）の飛行は行わせないこと。

図3 石油コンビナート地域の飛行制限区域



出典：航空路誌

※川崎市が一部加筆

3 主な安全対策について

(1) 航空機の安全管理

①機体のチェック

- ・就航前に国際的な安全基準に基づく安全確認を行い、就航後も、出発前後をはじめ重層的に点検・整備を実施。
- ・故障や操作ミスが発生しても致命的な事態に至らないよう、機器の信頼性を高めるとともに、多重化を図る設計を実施。

②パイロットの養成

- ・長期間の教育・訓練を経た上で国家試験に合格する必要がある、パイロットになった後も、厳しい訓練と検査を実施。

③地上からの支援

- ・管制官や气象台・航空会社から、常に指示や情報提供を実施。
- ・羽田空港では、現在の管制塔の機能が失われた場合に、旧管制塔がバックアップとして機能する体制を確保。

(2) 外国航空機の安全性確保

- ・所属国の航空当局が、国際基準に基づき、安全監督を実施。
⇒国際基準を満たさなければ、日本の空港への乗り入れはできない。
- ・各国航空当局は、国連の機関である国際民間航空機関（ICAO）による定期的な安全監査を受け、必要に応じ、ICAOが改善指導。
- ・日本に乗り入れている外国航空機に対し、国の検査官が立入検査を行い、必要に応じて指導するとともに、所属国の航空当局に対し是正を求める対応を実施。

(3) 落下物対策

①落下物に繋がりを事例の原因究明と対策の実施

②落下物対策総合パッケージの着実な実施によるさらなる取組

■落下物対策総合パッケージの内容

<未然防止策の徹底>

- ・落下物防止対策基準の策定
- ・あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底
- ・駐機中の機体チェックの強化

<事案発生時の対応強化>

- ・情報収集・分析の強化
- ・航空会社に対する処分等の検討
- ・補償等の充実

※国は、関係法令の改正も含め、当パッケージに盛り込まれた対策を着実に実施することにより、落下物ゼロを目指して最大限取り組むことが示された。

4 国の取組経過

(1) 関係する1都2県における住民説明等の取組

- 国は、羽田空港の機能強化を進めるに際して、その必要性や実現方策について、できる限り多くの方に知ってもらうとともに、音の聞こえ方や環境、安全確保等の課題に対する対策などについて情報提供を行うため、関係する1都2県（東京都、神奈川県、埼玉県）の住民に対して、4回のフェーズにわたり説明会を実施してきている。
- 平成28年7月には、フェーズ1、2の説明会で出された課題や意見、また、自治体意見を踏まえ、国から環境影響に配慮した方策が示され、その内容等についてフェーズ3、4の説明会で情報提供が行われてきている。
- また、これら1都2県における説明会に加え、川崎市域では、新飛行経路案による影響を受ける大師地区町内会や企業等への説明等を行いながら取組が進められており、国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの国際線増便の実現に向けて、引続き情報提供を行う予定である。

図4 国の取組の流れ



出典：羽田空港のこれから－飛行経路の見直しによる羽田空港の国際線増便について－
(国土交通省航空局)
※川崎市が一部加筆

(2) 本市における国から地元への説明等の経過

- 平成26年度
 - 8月 **第1回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催**
・将来的に国際線を増便するため、交通政策審議会の首都圏空港機能強化検討小委員会がまとめた技術的な選択肢をもとに、国から南風時の15:00～19:00に、B滑走路を使用して川崎側に離陸する経路を含めた新飛行経路案が示された。
 - 9月 **大師地区町内会連合会内に航空機対策協議会設置。**
 - 12月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国・市に要望書提出。**
- 平成27年度
 - 1月 第2回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催
 - 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会を開催。(計5回)
 - 7月 第3回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催
 - 7～8月 第1フェーズ オープンハウス型説明会開催(ミューザ川崎、大師支所)
 - 11月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国・市に要望書提出。**
 - 12月 航空機対策協議会の要望を受け、**市から国に要望書提出。**
第2フェーズ オープンハウス型説明会開催(アトレ川崎・殿町小学校・大師支所)
 - 3月 航空機対策協議会員等に対する羽田空港現地見学会(羽田空港、城南島の視察)実施。
- 平成28年度
 - 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計4回)
 - 5月 航空機対策協議会員等に対する浮島における現地視察会実施。
 - 6月 地元説明会等における意見を踏まえ、**市から国に要望書提出。**
 - 7月 国が殿町小学校で説明会を開催。
第4回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催。
・長距離国際線の制限や運航本数の削減等、環境影響に配慮した方策が示された。
 - 1月 第3フェーズ オープンハウス型説明会開催。(殿町小学校)
 - 2月 羽田空港等見学会開催。
- 平成29年度
 - 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計2回)
 - 6月 羽田空港の機能強化に関する情報発信ブースの設置。(大師支所、約2週間)
 - 11月 第4フェーズ オープンハウス型説明会開催。(大師支所)
 - 12月 国所有の飛行検査機による騒音体感の取組を実施。
- 平成30年度
 - 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(11/1時点で1回、累計12回)
 - 6月 羽田空港の機能強化に関する情報発信ブースの設置。(大師支所、約1週間)
 - 8月 市から国に対し、騒音対策や安全対策等に関する文書照会を実施。
 - 9月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国に要望書提出。**
航空機対策協議会の要望を受け、**市から国に要望書提出。**

※上記のほか、新飛行経路に近い大師地区東部の町内会や臨海部企業、キングスカイフロント研究開発機関等へ適宜情報提供を実施。

5 本市の対応について

○本市としては、騒音対策や安全対策等に関する地元から寄せられた意見や要望を踏まえ、平成27年12月、平成28年6月、平成30年9月に、国に対し要望書を提出し、対応を求めてきたところである。

今後も引き続き、国に対し必要な対応を求めていく。

- (1) まずは騒音影響を体験するため、B滑走路からの離陸が想定される中型機や大型機による試験飛行をできる限り早期に実施すること。
- (2) 地元住民への丁寧な説明等を行い、十分な理解を得られるよう努めること。
- (3) 長距離国際線の制限や運航本数の制限、低騒音機材の運航促進など、騒音影響を軽減するための対策を図ること。
- (4) 住宅、学校、病院等に対する防音対策等の柔軟な対応を図ること。
- (5) キングスカイフロントにおける研究開発機関等への騒音・振動等の影響について、新飛行経路運航後においても、その影響を調査し、適切な対応を図ること。
- (6) 石油コンビナート上空をこれまでよりも低高度で飛行することについて、具体的な内容や落下物等の安全対策に対する考え方を早期に示すとともに、周辺地域を含めた継続的な防災力確保・向上に取り組むこと。

○コンビナート上空の飛行については、新飛行経路案が示されて以降、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会においても対応を求めてきた。

第1回 協議会（平成26年8月）

- ・国から、石油コンビナート地域の上空を飛行する新飛行経路案が示された。
- ⇒本市から、石油コンビナート地域上空の飛行については丁寧な議論を求めた。

第2回 協議会（平成27年1月）

- ・本市から、昭和45年に定められた飛行制限区域の石油コンビナート上空を飛行することへの考え方について、丁寧な説明を行うよう求めた。

第3回 協議会（平成27年7月）

- ・国から、新飛行経路案については石油コンビナート上空の高度の目安として2,000ft～3,000ft程度であることが示された。
- ⇒本市から、原則として航空機が低高度で飛行することを回避してきた経緯があるため、これまでよりも低高度で飛行することについての対応の方針を早期に示すよう求めた。

第4回 協議会（平成28年7月）

- ・本市から、石油コンビナート上空をこれまでよりも低高度で飛行することについて、国の責任において安全対策を確実に実施することを求めた。

6 本市要望や地元説明会等の意見、要望等を受けた国の主な対応方策

(1) 試験飛行の実施

- ・試験飛行は現時点では技術的な課題があり実施は難しい状況だが、引き続き検討する。

(2) 地元住民への説明等

- ・今後もより多くの方々に理解いただけるよう、市民窓口の設置や音響機器による擬似騒音体験等の丁寧な情報提供に努める。

(3) 騒音影響の軽減

- ・地域への騒音影響を軽減するため、長距離国際線の制限やB滑走路からの運航本数を当初案の1時間あたり24便から20便へと削減する。
- ・羽田空港の国際線着陸料の料金体系を変更し低騒音機の導入を促進する。
⇒従来の航空機の重量のみに基づく料金体系から、重量と騒音の要素を組み合わせた料金体系へ見直しが行われ、平成29年4月1日より導入されている。

(4) 学校、病院等の防音工事、地域への対応

- ・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下、「騒防法」という。）に基づく学校、病院等の防音工事の基準を弾力化し、経路周辺の施設に適用できるようにする。
- ・騒防法に基づく民間住宅の防音工事が必要となる影響は生じないが、わかりやすい情報提供を行うなど、地域に対し丁寧に対応する。
⇒学校・病院等の基準運用の見直し、対象施設の追加など、騒防法の制度改正が行われ、平成30年4月1日より施行されている。

(5) キングスカイフロント研究機関への配慮

- ・研究機関の建物の遮音性能を評価し、研究への影響が想定されないことを確認しているが、試験飛行の検討や新飛行経路の運用後の状況において、何らかの影響が確認された場合には、必要な方策について関係者と協議を行う。

(6) 石油コンビナート上空飛行の安全確保

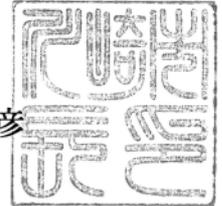
- ・できる限り高度を上げて海側に抜ける運用に努める。
- ・空港での安全管理の徹底や落下物の未然防止策の強化を図る。
- ・川崎市や神奈川県と相談し、石油コンビナート周辺地域の防災対応力の確保・向上を図るための必要な協力を行う。

○石油コンビナート上空飛行については、地域の心配する意見を受け止め、当該地域の飛行をできる限り避けてきたところであるが、どの地域であっても十分な安全を確保することを前提として新飛行路案を提案しており、より具体的な経路やそれに対応する飛行制限の扱いについて、今後、本市にも示していくと伺っている。

27川ま交政第212号
平成27年12月8日

国土交通省航空局長 佐藤 善信 様

川崎市長 福田 紀彦



羽田空港の機能強化に関する新飛行経路案について（要望）

国際線の増便などによる羽田空港の機能強化については、首都圏の国際競争力の強化、国内各地への経済波及効果などの観点から、その必要性を認識しているところでございます。

一方、機能強化の方策として、貴局から提案されている南風時の飛行経路案については、地元での説明会などにおいて、騒音等による生活環境などへの影響、落下物等の安全性に対する懸念などについて意見や要望が寄せられております。

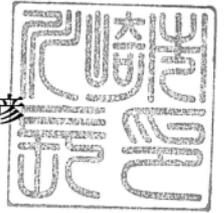
つきましては、地元から寄せられた意見や要望を尊重されるとともに、川崎市としても、次の事項について、改めて適切な対応を取られますよう要望いたします。

- 1 地域住民の要請に応じ、教室型説明会やより小規模な単位の説明会、騒音影響や安全対策を体験するための現地見学会の開催など、様々な形の説明会を実施し、十分な理解を得られるよう努めること。
- 2 早期に具体的な騒音影響の程度、範囲を明らかにするとともに、大型機材や運航本数の制限、運用時間の短縮、低騒音機材の運航促進など、騒音影響を軽減するための方策を示すこと。
- 3 新飛行経路の運航により、一定のレベル以上の騒音影響が生じることが予測される場合は、住民の生活の安定を確保するため、住宅、学校、病院等の防音対策の対象施設を示すとともに、防音工事等の対策の対象区域及び内容を早期に示すこと。
- 4 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける研究開発機関等への騒音・振動等の影響を予測評価し、影響が明らかな場合は、新たな騒音対策制度を創設するなど必要な措置を講ずること。また、新飛行経路運用後においても、必要に応じて影響を調査するなど適切な対応を図ること。
- 5 石油コンビナート地域における企業活動への影響を把握し、必要に応じて対策を図るとともに、これまでよりも低高度で飛行することについての方針や落下物等の安全対策の考え方を早期に示すこと。

（まちづくり局交通政策室担当）

国土交通省航空局長 佐藤 善信 様

川崎市長 福田 紀彦



羽田空港の機能強化に関する新飛行経路案について（要望）

貴局から提案されている南風時の飛行経路案については、地元の意見・要望を踏まえ、川崎市として平成27年12月8日付で、要望書を提出させていただきました。

それを受けて、貴局では地元町内会連合会等への説明会の実施や殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける研究開発機関等への騒音・振動等の影響調査など対応をいただいているところですが、これを踏まえ地元住民等から騒音等による生活環境への影響やコンビナート上空飛行に対する懸念などの意見や要望が寄せられております。

つきましては、地元から寄せられた意見や要望を尊重されるとともに、川崎市としても、次の事項について、改めて適切な対応を取られますよう要望いたします。

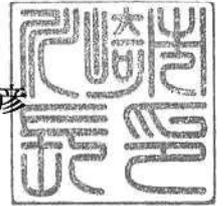
- 1 地域住民が求める説明会や、騒音影響を体験するためのB滑走路からの離陸機の試験飛行、現地見学会の実施などにより、引続き十分な理解を得られるよう努めること。
- 2 長距離国際線の制限や運航本数の制限、運用時間の短縮、低騒音機材の運航促進など、騒音影響を軽減するための対策を図ること。
- 3 新飛行経路の運航による住宅への法律上対策を講じる必要がある範囲は川崎市域の住宅地に及ばないとしているが、新飛行ルート案の運用により、これまで飛んでいなかった航空機が住宅地付近の上空を飛行することとなるため、地域への配慮について柔軟な対応を図ること。また、学校、病院等についても、防音工事等の対策の対象区域及び内容を早期に示すとともに、法律上の必要な対策に加え、防音工事等の柔軟な対応を図ること。
- 4 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける研究開発機関等への騒音・振動等の影響について、試験飛行に基づく、より詳細な調査の実施等により十分な理解を得られるよう努めるとともに、新飛行経路運用後においてもその影響調査を実施し、必要に応じて法整備も視野に入れながら、適切な対応を図ること。
- 5 石油コンビナート地域における企業活動への影響の把握に継続的に取り組み、必要に応じて対策を図るとともに、これまでよりも低高度で飛行することについての具体的な内容や落下物等の安全対策に対する考え方を早期に示すこと。さらに、航空機がコンビナート上空を低高度で飛行する場合には、市や地元と連携し、周辺地域を含めた継続的な防災力の確保・向上に取り組むこと。

（まちづくり局交通政策室担当）

平成30年9月28日

国土交通省航空局長 蝦名 邦晴 様

川崎市長 福田 紀彦



羽田空港の機能強化に関する新飛行経路案について（要望）

貴局から提案されている南風時の飛行経路案については、地元の意見・要望を踏まえ、川崎市として平成27年12月と平成28年6月、要望書を提出させていただきました。

それを受けて、貴局では地元町内会連合会等への説明会の実施や低騒音機導入促進のための国際線着陸料の見直しなどの対応をいただいているところですが、地元での説明会等において、特に試験飛行の実施についての意見や要望が多く寄せられております。

平成30年5月、地元町内会連合会の航空機対策協議会において、新飛行経路運航開始までのプロセスについて貴局から説明がなされた際には、出席者から、空港内の施設整備や検査飛行の実施など航空機の安全性を確保する必要性については、一定の理解が示されたところですが、試験飛行の実施について、新飛行経路の運航開始直前ではなく、少しでも前倒して実施することを求める意見が多く出されました。

それを受けて、9月7日に開催された航空機対策協議会において、試験飛行に関する地元から貴局あての要望書が取りまとめられ、9月18日付で提出されたところでございます。

つきましては、地元から寄せられた意見や要望を尊重されるとともに、川崎市としても、これまで要望した地元への説明やキングスカイフロントへの対応、コンビナート上空飛行に対する安全対策等について、引き続き丁寧に対応いただくことに加え、次の事項について、改めて適切な対応を取られますよう要望いたします。

要望事項

施設整備や検査飛行など安全性の確保・確認を速やかに実施していただき、その上で、まずは、騒音影響を体験するために、B滑走路からの離陸が想定される中型機や大型機による試験飛行をできる限り早期に実施すること。

（まちづくり局交通政策室担当）